

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目 次

農地法に基く土地の立入調査等

県営住宅賃貸の設定

県営住宅入居者の募集

◆公告

昭和二十八年度鳥取県事務吏員昇任試験の実施

告 示

調査等の場所調査等の物件の種類及び所在の場所並びに調査等の期間等

調査等の場所又は調査等の物件の所在場所	物件の種類	調査等の期間	除去の時期
県 一 郡 一 町 村 一大 字			
鳥取 氣高 日置 青谷 大坪 八葉寺	竹、木地	自昭和二八、七、一〇 至昭和二九、三、一	同上

昭和二十八年七月十日

鳥取県知事職務代理者

木

武

鳥取県告示第三百十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第八十二条
第一項の規定により次の土地に立ち入つて調査及び測量
をし、並びに調査若しくは測量の障害となる竹木その他
の物を除去し若しくは移転(以下「調査等」という。)
するので同条第三項但書の規定により通知に代えて公示
する。

3 昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第76号

申込資格	設置場所	要領	A	B	C
1構造 2募集戸数 3一戸当たり 主な構造及び 間数	鳥取市湯所町 (一般) 鐵筋二階建 十八戸	鳥取県知事職務代理者	鳥取市湯所町 (災害)	鳥取市丸山町 (災害)	鳥取市丸山町 (災害)
4受付期間 5受付場所 6入居の期 7家賃 8敷金	昭和二十八年七月十日 鳥取県土木部建築課 昭和二十八年七月十七日 鳥取県告示第三百四十四号 昭和二十八年七月十日 八日間	昭和二十八年七月十日 鳥取県副知事 鈴木 武	昭和二十八年七月十日 鳥取県副知事 鈴木 武	昭和二十八年七月十日 鳥取市丸山町 木造平家建 (〃)	昭和二十八年七月十日 鳥取市丸山町 木造平家建 (〃)
月額 六千六百円	月額 二千二百円	月額 一千六百円	月額 一千六百円	月額 八百円	月額 八百円
月額 四千八百円	月額 二千四百円	月額 二千四百円	月額 二千四百円	月額 八百円	月額 八百円

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第76号 2

鳥取県告示第三百十三号	鳥取市に設置した県営住宅の家賃を次のように定める。
昭和二十八年七月十日 鳥取県副知事 茅木 武	月額 二千二百円 鳥取市湯所町 鐵筋二階建 (一般)
	月額 一千六百円 鳥取市丸山町 (災害)

公 告

昭和二十八年度鳥取県吏員昇任試験につき次のように公募する。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
その他	選考者	入居者の 選考	書類要 求の申 出	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する	申込書 類を添 付する
入居の申込者(申込者の同一家族を含む)は現在申込受付中の住宅に對して重複して申込することはできない	実態調査の上、入居申込者の数が募集法により決定する	9の(2)の現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書の10の各号の一に該当する旨の市町村長の証明書	9の(3)の收入に関する証明書	入居の申込者は県営住宅入居申込書へ出されて受けたい	県建築課にそなえる)に左の書類を添付する	前各号に該当することが明らかなる者窮していいることが明らかなる者	前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していいることが明らかなる者	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ
虚偽の申込がある場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ
申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ
申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ
申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ
申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	申込した場合には入居取消をする	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ	A欄に同じ

資格
入居者
(1)の

一定の業務に從事し獨立の生計を營み現に県内に居住するもの

一定の業務に從事し獨立の生計を營み鳥取市大火による罹災者であること

A欄に同じ

B欄に同じ

現に同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の關係と同様の者を含む)があること

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が一万三千二百円以上二万五千円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が九千六百円以上二万五千円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

A欄に同じ

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が四千八百円以上五千元円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

A欄に同じ

現に同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の關係と同様の者を含む)があること

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が一万三千二百円以上二万五千円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が九千六百円以上二万五千円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

入居申込者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が四千八百円以上五千元円以下であります家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

昭和二十八年七月十日

記

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職
範 囲

この試験は次に掲げる九職種を対象とします。

1 一般事務職 2 土木職 3 建築職 4 農業職 5 畜産職 6 林業職

7 水産職 8 蚕糸職 9 農業土木職

なお次に掲げる職への昇任は、選考によつて行います。

防疫技師の職

環境衛生監視員の職

食品衛生監視員の職

薬事監視員の職

児童相談所の判定並びに相談調査の職務を行う職

児童福祉司の職

社会福祉主事の職

身体障害者福祉司の職

教護の職

歯科医師の職

薬剤師の職

兒童指導員の職

医師の職

X線技術者の職

保健婦の職

看護婦の職

機関長の職

歯科衛生士の職

細菌検査技術員の職

速記の職

無線通信士の職

一級建築士の職

学芸員の職

翻訳の職

通訳の職

司書の職

司書補の職

タイピストの職

農業専門技術普及員の職

林業専門技術普及員の職

単純な労務に從事する職

人事委員会が特に認める職

職務概要

そのつ、度指図を受け又は予め定まつた順序に従つて行う書記的又は専門技術的な仕事の補助を行う職務で、旧制専門学校卒業程度若しくはこれと同程度の修得又は経験を持ちその職務を行うに当つては自ら新たな判断を下して行く必要のあるもので相当の知識及び技術を必要とする職務

二 受験できる者

現に本県職員(臨時の任用及び条件附採用の職員を除く)として勤務している者で次に掲げる条件を有する者

1 学歴、勤務年及び現在給料

学歴	区分	事務吏員	技術吏員	現在在給料
高 小	卒	八、〇年以上	八、〇年以上	現に四級五号給以上の給料を受けているもの
実業補習学校卒	卒	七、〇〇	七、〇〇	
新制中学校卒	卒	六、〇〇	六、〇〇	
青年学校本科卒	卒	五、〇〇	五、〇〇	
四年制中学校卒	卒	四、〇〇	四、〇〇	
五年制中学校卒	卒	六月〃	六月〃	
新制高校卒	卒	六月〃	六月〃	
旧新短旧高大卒	卒	六月〃	六月〃	

右の勤務年の算定は昭和二十八年六月一日現在のものとし、次に掲げる割合によつて算定されたものとする。

正規の在学期間

一〇割

会社組合勤務期間
連合軍労務者勤務期間

八割

株式技術期間
一〇割

六八割

教員警察職員の勤務期間

八割

官庁勤務期間
国・地方公共団体の行政委員会勤務期間

一〇割

兵役 応召期間
その他の期間

四割

公共企業体勤務期間
市町村勤務期間

八割

特種技術期間
兵役 応召期間
その他の期間

四割

官庁勤務期間
家庭その他の期間
市町村勤務期間

八割

兵役 応召期間
その他の期間

四割

2 年令 制限をいたしません

3 性別 男女の別を問いません

三 試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要とする知識、経験、技術等に応じて、次の表の試験区分欄のとおり九職種に分け、この区分ごとに試験方法欄に記載する方法により行います。受験者は、現在の職務にかかわりなくこの試験区分のうちのいづれか一種を選ぶことができます。

試験方法

第一次試験
筆記試験

専門試験

1 一般事務 憲法、行政法、地方自治關係法一般、地方公務員法、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的知識等

2 土木数学、力学、水理学、測量施行法、土木材料、河川、港湾、水力発電、道路、橋梁、都市計画等

3 建築数学、設計、意匠、計画、計画原論、設備、建築史、建築構造、構造力学、材料力学、建築材料法規等

4 農業栽培学汎論、土壤肥料学、作物学、園芸学、植物病理学、昆虫学、植物生理学、畜産学一般、農業経済学一般、農芸化学一般等

5 畜産原論、家畜原論、家畜病理学、畜産製造学、化学一般、獸医衛生一般、農業経済学一般等

6 林業林業政策学、森林経理学、造林学、森林工学、森林利用学、木材工芸学、森林保護学、林產製造学、砂防工学等

7 水産水産生物学、水産資源学、水産海洋学、水産化学、漁撈学、水産増殖学、水産利用学、漁政学等

8 蚕糸蚕種学、育蚕学、應用昆虫学、蚕病学、裁桑学、製糸原料学、製糸学、纖維化学、蚕糸経済学等

9 農業土木農業概論、測量学、気象学、農業水利学、農地造成学、農業構造学、應用力学、土地改良学、農業機械学等

公務員として必要な知能及び教養について行います

勤務評定

00600

9 昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報(号外)第76号

0057

00599

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報(号外)第76号 8

勤務成績について行います

第二次試験

口答試問 主として人物についての面接による試験を行います

身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います

身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います

備考 第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

四 試験の日時場所及び発表

第一次試験

日 時 昭和二十八年八月十二日(水)午前八時三十分から
場 所 鳥取市東町 鳥取西高等学校第二校舎

結果発表 昭和二十八年九月上旬 県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

第二次試験

日 時 昭和二十八年九月中旬に行いますが、日時は本人に通知します
場 所 本人に通知します

合格発表 昭和二十八年九月下旬、県公報に登載し、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

それぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登載された上、各部局からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから各任命権者によつて昇任者が決定されます。

名簿の有効期間は原則として一ヶ年となつています。

六 受験手続

申込用紙請求先

申込用紙は次に掲げるところで交付します。申込書を郵便で請求する際は十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

- 1 鳥取県人事委員会事務局 鳥取市東町
- 2 中部地方事務所総務課 東伯郡倉吉町
- 3 西部地方事務所 米子市東町

申込先及び申込手続

1 昇任試験申込書郵送の際は封筒の表に「昇任試験申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

2 昇任試験申込書郵送の際は封筒の表に「昇任試験申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

3 受領した受験票には最近六月以内に撮影した写真一葉(上半身脱帽正面向きのもの)をはりつけて受験当日持参して下さい。

受付期間

昭和二十八年七月十六日から昭和二十八年七月二十三日まで(但し勤務時間内)とし郵送の場合には昭和二十八年七月二十三日午後五時までの着信に限り受付けます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

興
刷
行
鳥
取
所
者
縣
鳥
島
鳥
取
市
市
東
町
縣
鳥
取
所
縣

本年度こそは! 良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さい様御願い致します。

遠隔地よりの御註文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の
デパート 鳥取孔版社

本社——鳥取市西町268(日赤前入)
電 2731
出張所——鳥取駅前(うゑき旅館前)